

## 令和5年 第3回湯沢町教育委員会定例会会議録

1 日時場所 令和5年3月27日(月) 午前9時30分より  
湯沢学園 2階 会議室

2 出席者

委員：島村文男教育長、南雲敬一委員、上村麻美委員、高橋延次委員、富沢清美委員

説明員：古川子育て教育部長、丸山子育て支援課長、南雲認定こども園長、

岡村管理指導主事

欠席者：南雲教育係長

3 開 会

午前9時30分

4 議事録署名委員、日程の承認

令和5年第3回教育委員会の議事録署名委員を上村麻美委員、高橋延次委員とする。

議案1件、協議事項1件、報告連絡事項とする。日程及び議事順序を承認。

5 議案審査

第1号 湯沢町子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の制定について

(教育長) それでは、議案第1号湯沢町子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の制定について説明をお願いします。

(子育て支援課長) それでは、議案第1号湯沢町子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の制定について説明させていただきます。

資料についております議案の運営要綱の全文です。もう1枚めくって、制定についてということで、制定の要旨を簡単に書いてございますので、読み上げて説明させていただきます。

全国的に児童虐待が増加しており、その対応のため国が2022年度を目標に各自治体に対し設置するよう働きかけを行っている。当町においては児童虐待案件は特に増えてはいないが、要保護、要支援児童の増加により担当保健師の負担が増加している。また、万が一担当保健師が一定の期間不在になった場合、要保護児童の対応が困難となることから、新施設の建設に合わせ湯沢町子ども家庭総合支援拠点を設置したい。当町の設置要件としては、担当保健師のほか専門職員（会計年度任用職員も可）1名の配置が必要となる。

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、令和6年4月から子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、子ども家庭センターを設置することが努力義務になるが、まずは拠点を設置し、将来の子ども家庭センター設置に向け運営したいというものです。

今、要保護児童対策地域協議会とあって、略称で要対協と言っているのですが、その会議の中で要保護児童とか要支援、それから特定妊婦という形でちょっと支援が必要な妊婦さんとか、そういった家族の支援の内容を協議しております。その担当保健師がいるのですが、この要旨にあるように、一定期間不在になった場合とか、あと何かあったとき、それから1名で対応しているので、非常にほかの業務との重複が入ってきて、非常に多忙になってきているといった状況があります。国もこの拠点をつくれということで努力義務となっておりますので、新しい建物の建設に合わせて新年度から設置したいというものです。町の規模といたしますか、子供の人数によって配置基準というのが決まっております、湯沢町の場合では保健師1名と、あと先ほどもあった専門員、今回うちが考えているのは保育士になりますが、その2名を配置するとその配置基準は満たされるという形になりますので、2名体制で要保護、要支援児童の対応、相談、アセスメント等を行っていきたいということで設置運営要綱を制定するというものでございます。

説明は以上です。

(教育長) ただいまの説明につきまして質問や意見がありましたら挙手をお願いいたします。

(委員) 特に別に部屋を設けるとかそういった、どこかの事務所に併設といたしますか、その辺どう考えているのでしょうか。

(子育て支援課長) 特にこのために事務室とかをつくるのではなくて、今の子育て支援課の中に設けるといった形です。健康増進課の中に保健センターという部署があるように、その課の行政組織の中の一部門といたしますか、そういった形になります。

(教育長) 人員の変化についてもちょっとお願いします。

(子育て支援課長) 人員は、今の子育て支援課プラス1名、会計年度任用職員の保育士をプラスになりますので、その分のスペースは取っております。その人が常勤で対応するという形になります。

(委員) ちょっと今あれですね。今、任用職員という、昔は臨時職員だと思うのですが、前の基準だと1か月休まなくてはならないという、そういうことがちょっと頭にあったのですが、今はどうなのでしょう。

(子育て支援課長) 今、会計年度任用職員というのは年度、年度の、1年度単位の辞令になりますけれども、途中で1か月休むとか、6か月以上雇用してはならないというのが昔の制度だったので、そういうのがないので、通年できます。

(委員) 基本的には、では本当に1年ごとの更新になると思うので、基本的には今までの1か月という縛りではなくなっていると。

(子育て支援課長) そうです。通年雇用ができますし、継続希望も本人からあれば、できる範囲で継続もできるという形です。

(教育長) ほかにいかがでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) ないようでしたら、採決に進ませていただきます。

議案第1号湯沢町子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の制定について、賛成される方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございます。挙手全員で議案第1号は承認となりました。

## 6 協議事項

協議第1号 湯沢学園(湯沢小、湯沢中)責任校長の指名について【非公開】

## 7 報告連絡事項

- ① 9年生の進路状況について【非公開】
- ② 区域外就学について(2世帯)【非公開】
- ③ 新入学児童生徒学用品費入学前支給の申請と支給について【非公開】
- ④ 3月議会について
- ⑤ 全国童画展の審査結果について
- ⑥ 各課係より報告  
教育課事務室の移転等の報告

## 8 その他

- ① R5. 5月委員会会議開催予定日について  
第5回湯沢町教育委員会会議は5月26日(金)とする。
- ② その他  
特になし

## 9 閉会

午前10時15分

以上の会議録が相違ないことを確認してここに署名する。

令和5年 4月26日

署 名 委 員 上 村 麻 美

署 名 委 員 高 橋 延 次